

非公式訳

投資委員会布告

第 19/2564 号

件名：南部国境地域におけるモデル都市産業開発のための投資奨励措置

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」につき、

南部国境地域におけるモデル都市プロジェクトが継続的に行われるため、投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31 条及び第 35 条の権限に基づき、南部国境地域におけるモデル都市産業開発のための投資奨励措置に基づく投資奨励の基準を以下のように発布する。

第 1 項 モデル都市地域とは、ナラティワート県スガイコーロック郡、パッターニー県ノンチク郡、ヤラー県ベートン郡、およびソクラー県チャナ郡に指定し、その地域を投資奨励対象地区とする地域を意味する。

第 2 項 一般の場合における第 1 項に基づく地域における投資奨励措置

2.1 モデル都市地域への投資プロジェクトを有する、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」巻末の全業種を国にとって特別に重要であり役立つ業種とする。以下のように恩典が付与され、かつ条件に従うこと。

2.2 恩典

2.2.1 機械の輸入税を免除する。

2.2.2 法人所得税を 8 年間免除する。（法人所得税免除の上限なし）

2.2.3 法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50% で減税する。

2.2.4 事業による収入が発生した日から輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 20 年間控除する。

2.2.5 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25% を控除する。

2.2.6 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 10 年間免除する。

2.2.7 タイ国内販売向けの原材料および必要資材の輸入税を通常税率の 90% で 10 年間減税する。

2.2.8 税制以外の恩典

2.3 条件

2.3.1 最低投資金額（土地代および運転資金を除く）は 50 万バーツ以上とする。

2.3.2 タイ国内の中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を 1,000 万バーツまでとし、また中古機械の金額の 1/4 以上、新品の機械に投資すること。

2.3.3 仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までに投資奨励申請書を提出すること。

第 3 項 特別な場合における第 1 項に基づく地域における投資奨励措置、既存プロジェクトの事業者が新規プロジェクトへの奨励申請を希望する場合は以下の通り。

3.1 既存プロジェクトとは、既に操業しているプロジェクトで、被奨励事業であるか否かを問わず、モデル都市地域に立地する必要がないが、投資奨励対象業種に該当する事業を意味する。

3.2 新規プロジェクトとは、指定されたモデル都市地域における投資奨励を申請する新規投資プロジェクトで、第 3.1 項に基づく既存法人または既存プロジェクトを持つ企業グループが全株式を保有する新規法人であること。

3.3 新規プロジェクトに投資する既存プロジェクトの事業者には既存プロジェクトと新規プロジェクトの恩典が付与される。以下のように恩典が付与され、かつ条件に従うこと。

#### 3.3.1 恩典

##### 既存プロジェクト

(1) 法人所得税を 5 年間免除する。但し、指定されたモデル都市地域における新規プロジェクトの投資金額（土地代および運転資金を除く）の 100%を上限とする。

(2) 税制以外の恩典

##### 新規プロジェクト

(1) 機械の輸入税を免除する。

(2) 法人所得税を 8 年間免除する。（法人所得税免除の上限なし）

(3) 法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

(4) 事業による収入が発生した日から輸送費、電気代、水道代の 2 倍を 20 年間控除する。

(5) 通常の減価償却以外に、インフラの設置費または建設費の 25%を控除する。

(6) 輸出向け製造用の原材料および必要資材の輸入税を 10 年間免除する。

(7) タイ国内販売向けの原材料および必要資材の輸入税を通常税率の 90% で 10 年間減税する。

(8) 税制以外の恩典

#### 3.3.2 条件

##### 既存プロジェクト

(1) 最低投資金額（土地代および運転投金を除く）は 50 万バーツ以上とする。なお、既存プロジェクトの奨励申請日の前に取得する、委員会の同意を得た建物と機械の原価から検討する。

(2) 既存プロジェクトの奨励申請書は、新規プロジェクトの機械設置が完了し操業開始できる段階で提出しなければならない。

### 新規プロジェクト

- (1) 最低投資金額（土地代および運転投金を除く）は 50 万バーツ以上とする。
- (2) タイ国内の中古機械の使用を許可するが、その金額の上限を 1,000 万バーツまでとし、また中古機械の金額の 1/4 以上、新品の機械に投資すること。
- (3) 仏暦 2565 年（2022 年）の最終営業日までに投資奨励申請書を提出すること。その際、既存プロジェクトの確認書も合わせて提出すること。

第 4 項 モデル都市地域の対象業種の基準及び条件を下記のように指定する。

#### 1 類 農業および農産品

業種	条件
1.5.2 家畜または水棲動物（エビを除く）の養殖	最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、育舎内を常時適切な空気環境に保つための換気システムの設置、自動給水給餌システムの設置、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システムの設置、頭数カウントセンサーシステムの設置、および環境への影響を予防・軽減する効率的なシステムの設置など。
1.6 屠殺	最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、肉質検査、異物検査など。
1.8 植物、野菜、果物、花の品質選別、包装、保存	最新技術を使用すること。例えば、色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、コーティングなど。
1.17 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物 (Food Additives)、または食品調合物 (Food Ingredients) の製造 (アルコール飲料を除く)	1. 混合や希釈工程のみのプロジェクトは奨励しない。 2. 発酵工程があるプロジェクトは、研究で立証された種菌を使用すること。
1.22 家畜飼料あるいは飼料成分の製造	1. 奨励証書に指定された操業開始期限内に HACCP、GMP 等の国際規格の認証を取得すること。 2. トレーサビリティ (Traceability) システムを有すること。

#### 2 類 鉱業、セラミックス、基礎金属

業種	条件
2.17 公共施設プロジェクトのための高圧コンクリート製品の製造、および建設資材の製造	

### 3 類 軽工業

業種	条件
3.1.1 天然繊維または人工繊維の製造	リサイクル繊維の製造の場合は、タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。
3.1.2 糸または布の製造	
3.1.4 衣類、衣類部品、および家庭用繊維製品の製造	
3.3 靴もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造	
3.6 家具またはその部品の製造	
3.11 医療器具・機器またはその部品の製造	

### 4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件
4.4 汎用エンジンまたは備品の製造	
4.12 オートバイの製造（総排気量が248cc.未満のものを除く）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。</li> <li>2. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。</li> </ol>

### 5 類 電気・電子機器産業

業種	条件
5.1 電気製品の製造	
5.2.3 電気製品用コンプレッサーおよび/またはモーターの製造	

### 6 類 化学品、プラスチックおよび紙

業種	条件
6.7.1 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックシートを2層以上多層化する工程を有すること。
6.15 ボディケア製品の製造、例：石鹸、シャンプー、歯磨き、化粧品	
6.16 消耗品用のプラスチック製品の製造、例：プラスチック包装材	

業種	条件
6.17 パルプまたは紙からの製品の製造、例：紙箱	

#### 7 類 サービス、公共事業

業種	条件
7.4.2 国際物流センター (International Distribution Center: IDC)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。</li> <li>2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。</li> <li>3. 投資金額（土地代と運転資金を除く）が 1 億バーツ以上であること。</li> <li>4. 1 カ国以上に対し物流を行うこと。</li> </ol>
7.24 工場、および/または倉庫のための建物開発	

尚、仏暦 2564 年（2021 年）1 月 4 日より有効とする。

発布日：仏暦 2564 年（2021 年）4 月 27 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長